

平成25年第7回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成25年7月9日(火)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 森下淑子 委員 檜垣昌子 委員 森岡謙二	委員 加藤和宣 委員 嶋谷珠美 教育長 内田隆
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	20号	東京都北区教育委員会の権限に属する区民等との間の紛争及びその和解に関する行為を東京都北区教育委員会教育長に委任する規則	承認
追加 日程1	21号	東京都北区子ども・子育て会議への諮問について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	19号	北区教育ビジョン2010改定の検討について	了承
3	20号	平成26年度放課後子どもプランの実施について	了承
4	21号	北運動場グラウンド整備工事に伴う利用中止について	了承
5	22号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成25年第7回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成25年7月9日(火) 13:30

森下委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第7回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第20号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する区民等との間の紛争及びその和解に関する行為を東京都北区教育委員会教育長に委任する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私から第20号議案の説明をさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、最後の説明という欄でございます。

東京都北区教育委員会教育長に事務の権限を委任し、紛争やその和解に迅速な対応を行うため、この規則案を提出するものでございます。紛争でございますが、過日の教育委員会でご報告させていただきました北区教育委員会が所有する標柱が私有地に設置されていることが判明いたしまして、同私有地所有者との間に紛争が生じているものでございます。

この件につきましては、合意文書と謝罪文を私有地所有者と交わす予定でございます。5月下旬にこれらの案文を私有地の所有者にお見せしたところ、おおむねこの内容ならば合意できるとの承諾を得ているところでございます。この標柱の件に限らず、紛争や和解に関する行為には迅速な対応が求められているため、教育委員会の権限に属する紛争及びその和解に関する行為を教育長に委任するものでございます。参考資料でございます、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項に基づきまして、この教育委員会規則を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、ご説明をいただきました。ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ご質疑、またご意見はないものとみなし、ただいまの件に関しまして原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
ここで、議事日程を変更し、「東京都北区子ども・子育て会議への諮問について」を議題に加えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。
それでは、追加日程第1、第21号議案「東京都北区子ども・子育て会議への諮問について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

東京都北区子ども・子育て会議条例につきましては、区長が区議会に提案するに当たり、区長から教育委員会に対し意見聴取がございました。これにつきましては、6月の定例会でご承認を賜ったところでございます。その後、区長はこの条例を区議会に提案いたしまして、区議会の議決を経て、成立をいたしたところでございます。

これに基づきまして、東京都子ども・子育て会議が、区長及び教育委員会双方の附属機関として設置されたところでございます。この子ども・子育て会議の使命でございますが、議案についておりますうちの資料でございます。写しをおめくりいただきまして、1の概要をごらんください。

現行の「北区次世代育成支援行動計画」は、その根拠法である次世代育成支援対策推進法が平成26年度までの時限法となっている関係で、平成26年度をもって計画期間が終了となります。

一方で、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法により、「子ども・子育て支援事業計画」を区市町村が策定することが義務づけられたものでございます。

北区では、平成27年度以降も、区の次世代育成支援に関する施策を総合的・計画的に進めるため、「子ども・子育て支援事業計画」を内包するところの「(仮称)北区次世代育成支援計画(平成27年度～平成31年度)」を策定することといたします。

このため、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関として、区長及び教育委員会双方の附属機関として設置された、北区子ども・子育て会議に対しまして、議案にございますとおり、(仮称)東京都北区次世代育成支援計画の策定について諮問いたしたいというものでございます。

よろしくご議論のほど、お願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特にご意見を伺いますと、本件に対する反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。当初の日程に戻り、報告事項に移ります。日程第2、報告第19号「北区教育ビジョン2010改定の検討について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

「北区教育ビジョン2010改定の検討について」ご報告を申し上げます。資料をおめくりください。

北区教育ビジョン2010の改定については、委員会のご決定により事務局にご下命をいただいたものでございます。これに基づきまして、事務局といたしましては、検討会の設置をいたしました。教育委員会事務局次長を委員長といたしまして、教育ビジョンの改定に向けて必要な事項を検討いたします。この改定でございますが、2カ年をかけて行われます。

今年度の事業といたしましては、改定のための基礎資料を得るために、北区民の教育に関する意識・意向等を的確に把握するとともに、今後の教育行政運営のための課題の抽出及び行政需要等に係る調査を行います。具体的には、保護者を抽出いたしまして、アンケート調査を実施いたします。今年度の大きな事業は、この部分でございます。

次に、来年度以降でございますが、(3)以降でございますが、有識者懇談会を開催いたします。大学教授等の有識者の意見を聴取する場を設けるものでございます。

それから、教育関係団体との懇談会を開催いたします。小・中PTA連合会等の関係団体の意見を聴取するものでございます。

それらを経まして、教育ビジョンの素案を作成いたしまして、パブリックコメントを実施いたします。

これらの経過につきましては、その節目ごとに本教育委員会に進捗状況の報告を行い、ご意見を承りたいと存じております。

報告は以上でございます。

森下委員長	ありがとうございます。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますか。
嶋谷委員	委員長
森下委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	ちょっと教えていただきたいのですが、前回の教育ビジョン2010のときにもアンケートが来た保護者の方で、なぜ私に来たのだらうとおっしゃっていた方がいらっ しゃったのですが、そのアンケートというのは何か基準があるのでしょうか、どうい う方に出しているのでしょうか。教えていただけたらと思います。
教育政策課長	委員長
森下委員長	教育政策課長
教育政策課長	これは、保護者を対象といたしますけれども、保護者2,000人を抽出いたしま す。抽出は、コンピューターを使いまして、住民票台帳から保護者に該当すると思わ れる方の中から無作為に抽出をしていくことになります。また、特定の地域とか学校 に偏らないように調整をしております。 それから、実は先ほどご議論いただきました子ども・子育て会議のこちらでも、同 時期にやはり保護者向けにアンケートを実施することになります。こちらは、目的が 若干異なるわけですが、関係があるわけでございます。対象者が同じように保 護者ということになりますので、調整をして実施したいと考えているところでござい ます。
嶋谷委員	ありがとうございました。
森下委員長	ほかに、ございませんか。 では、私から、たしかこの2010の改定のときにも、2005のときのアンケー トの項目と比較検討されたと思いますけれど。今回も意識調査あるいは意向調査をさ れるときの内容、どういうことを問おうとしているのか、2010ではこういうとこ ろを調査したけれども、今回は今後に向けてこんな意識調査をしますというような、 内容について私たちにもおおよそのことをどこかで示していただけるのでしょうか。 恐れ入りますが、お願いします。
教育政策課長	委員長
森下委員長	教育政策課長

教育政策課長

アンケートの必要項目についてはこれからの計画でございまして、もちろん素案ができた段階でお諮りをしたいと考えております。基本的に、まず前回の調査と同じ質問の部分というのがあると思っています。傾向がどのように変わったか。状況の変化によってどのように変わったかというところを見たいと思います。それから、国の中央教育審議会も言っていますとおり、前回のビジョンから状況が変わっているということがございます。さまざまな状況が変わっておりますので、そういった点について、区民あるいは保護者はどのようにお考えになっているのかといった傾向を見たいと思います。

したがって、前回と同様の質問と、それから新たに追加あるいは若干の修正を行った質問といったものになってくるのかと思っておりますが、まだ具体的な検討をしておりますので、素案ができた段階で改めてご議論をいただきたいと存じます。

森下委員長

ありがとうございます。私たちこの北区教育ビジョン2010というのを非常に大事にしております。教育委員として活動し、いろいろな事業を見ていくという点で、これを読んで、こういう趣旨のもとでこういう事業があるのだということを掌握していただいております。非常に大事なものだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特に、ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第3、報告第20号「平成26年度放課後子どもプランの実施について」事務局から説明をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

それでは、「平成26年度放課後子どもプランの実施について」をご報告させていただきます。1枚おめくりいただいて、資料をごらんください。

平成26年度北区放課後子どもプランの実施について。要旨、平成26年度放課後子どもプラン実施予定校についてのご報告でございます。

2番、実施予定校、(1)王子第五小学校、(2)堀船小学校、(3)第四岩淵小学校、(4)滝野川第四小学校でございます。実施予定各校につきまして、若干のご説明を申し上げます。

(1)王子第五小学校につきましては、現在、放課後子ども教室を実施しております。校内に学童クラブを設置いたしまして、放課後子どもプランを実施する予定で

ございます。

(2) の堀船小学校につきましては、交通量の少ない道路を挟んだ近接地に学童クラブがございますので、校内には学童クラブを設置しないで、一般登録児童が利用いたしますプランルームを校内に設置して、放課後子どもプランを実施する予定でございます。

(3) 第四岩淵小学校は、校内に学童クラブがありますので、一般登録児童が利用いたしますプランルームを校内に設置して、放課後子どもプランを実施いたします。

(4) 滝野川第四小学校は、現在地域寺子屋を実施してございます。校内に学童クラブがございますので、一般登録児童が利用するプランルームを校内に設置して、放課後子どもプランを実施いたします。

なお、中期計画では、平成26年度8校実施と予定しておりますので、今後も実施校の選定を継続してまいります。

3番の導入状況でございます。平成24年度に、東十条小学校1校をモデル校として導入いたしました。平成25年度に、岩淵小学校、浮間小学校、西浮間小学校、滝野川第五小学校の4校に導入されたところでございます。

今後の予定でございます。平成25年7月から9月、各学校単位で放課後子どもプランの準備委員会を立ち上げまして、運営方法を決定いたします。また、施設改修の検討をいたします。児童館運営委員会・学童クラブ保護者の説明会を開催いたします。10月から12月にかけて、実施に向けた打ち合わせ（役割分担等）を決めて、準備をしております。また、事業者委託が決まった学校につきましては、プロポーザルによる委託事業者の選定を行います。平成26年4月から事業実施を予定しているということでございます。

以上、ご報告申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

放課後子どもプランの実施に当たって、平成26年度は8校ということで、手を挙げている学校、実施したいという学校は何校ぐらいあったのでしょうか。

学校地域連携担当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当

この選定の4校につきましては、物理的な条件ですとかが見合ったところを私ども

当課長	<p>がいかがですかと声をかけたところでございます。実際に、学校のほうから、私どものほうでやりたいと申し出いただいた学校はほかに2校程度ございますけれども、残念ながらちょっと物理的に条件が難しいということもありまして、今検討しているところでございます。なかなか8校全て実施というのは、今のところちょっと厳しいという状況でございますけれども、なるべく計画に沿いまして、物理的な条件等をクリアした上で、8校実施に向けて頑張っていきたいと思っている次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
加藤委員	<p>たしか、平成31年度までに全ての学校で実施すると伺ったつもりなのですが、それは間違いはないですね。</p>
学校地域連携担当課長	<p>はい、そうです。</p>
加藤委員	<p>そうすると、それまでに随時というか、できるだけ早くしないと実施してから差がついてしまうということがあるのではないかと心配しております。</p> <p>それと、これは地域が中心となってやるところと、あるいは委託に出してやるところが、たしか今年度実施の中でもありましたけれども、この来年度のとりあえず4校を予定校とした中で、その内容についてはどのようになっていますか。</p>
学校地域連携担当課長	<p>委員長</p>
森下委員長	<p>学校地域連携担当課長</p>
学校地域連携担当課長	<p>1点目の平成31年度全校実施というのはそのとおりの計画でございます。委員ご指摘のとおり、早くやったところと遅くやったところと差が多少ついてしまうことはございますけれども、今後各学校に働きかけまして、余裕教室の状況等をつぶさに確認しまして、なるべく早く自主的な形でもっていきたいと思っております。</p> <p>とは言え一方で、ほとんど余裕教室のない学校もございますので、そういった学校につきましましてはプレハブ等の設置についても検討しながら、平成31年度実施に向けて頑張っていきたいと思っております。</p> <p>それから2点目の運営方法のご質問でございます。平成25年度、4校実施したうちの岩淵小学校と西浮間小学校については事業者の委託、それから浮間小学校と滝野川小学校については、いわゆる直営地域スタッフによる運営という形で行ってございます。今年度、先ほどご報告しました実施校4校でございますけれども、王子第五小学校につきましましては、現在放課後子ども教室を月曜日から金曜日の五日間実施しておりますので、そのスタッフで放課後子どもプランに移行できるのではないかなという印象を持っておりますけれども、他の3校につきましましては、放課後子ども教室は実施してございません。滝野川第四小学校については、地域寺子屋を実施していますけれ</p>

ども、月2回の程度の土曜日ですから、実際毎日行うこの放課後子どもプランに地域スタッフが集まるかというところはちょっと未定でございます。

したがって、堀船小学校、第四岩淵小学校、滝野川第四小学校につきましては、地域の方々を中心としました住民委員会を立ち上げまして、その中で十分に議論を尽くして、直営地域スタッフで実施するのか、それとも事業者で実施するのかというところを検討してまいりたいと思います。ただ、事業者委託と申しましても、実行委員会は地域の方々を中心として実行委員会による運営をいたしますので、地域の方々の意向がこの運営に十分に反映できるように努力してまいりたいと思っている次第でございます。

以上です。

森下委員長

ありがとうございます。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

もう一つ聞いていいですか。これは、予算があると思うのですが、この場合、地域でやる場合の予算と、それから事業者に委託して出した予算との差というものは相当あるのでしょうか。

学校地域連携担当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

学校によって児童数が違いますので、一概に比較はできないのですけれども、おおむね東十条の放課後子どもプランを直営でやっていた平成24年度の決算額でございますけれども、人件費ですとか、運営費、特別活動経費等を含みまして、おおむね1,900万円程度となっております。ちょっと細かい数字はあれなのですが、おおむね1,900万円程度で直営を実施しているというところでございます。

平成25年度の岩淵の放課後子どもプランの委託でございますけれども、こちらが総額で約2,200万円という形になってございます。登録児童数が多少というか全然違うのですけれども、東十条については、登録児童数が315人、岩淵は134人ということで半分ぐらいなのですけれども、やはり直営のほうが人件費の単価等を比べますと、安上がりということは言えると思います。

この東十条の今の人件費の中には、プラン担当の職員1名分も入っておりますが、ただ、児童館職員ですとか、児童館長分、それから学童クラブの職員は入っていませんので、ちょっと比較は難しいかなというところでございます。ですから、放課後子

どもプランの、いわゆる一般登録分だけを抽出したところが、東十条は約1,900万円ということでございます。

以上です。

加藤委員

ありがとうございます。お金もかかるということですね。わかりました。ありがとうございます。

森下委員長

ほかに、ご質疑・ご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ご質疑、またご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第4、報告第21号「北運動場グラウンド整備工事に伴う利用中止について」事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、北運動場グラウンド整備工事に伴います利用の中止について、ご報告をさせていただきます。1枚おめくりいただけますでしょうか。

1の要旨でございます。神谷二丁目でございます北運動場ですが、こちらは平成8年に大規模改修工事を実施しました。その後、小規模な整備や補修をしてはいるのですが、経年劣化によりまして不陸の発生——いわゆる凹凸が発生したということと、砂の飛散等が問題となっております。これらの問題を解消するために、グラウンド整備工事を行うために、一時利用を中止するというものでございます。

2番の休場期間でございます。平成25年10月1日から平成25年12月31日を予定しているところでございます。

3番の工事内容でございます。土壌改良と不陸整正と申しまして、土壌につきましては、既存の土を掘り起こしまして新たな土をまぜて補充するというものでございます。また、不陸の整正といいますのは、先ほども若干説明させていただきましたが、でこぼこの部分を成型しまして水平にするというものでございます。もう一つは、砂の飛散防止のために舗装安定剤を混入するというものでございます。

4番、今後の予定でございます。7月20号の北区ニュースに掲載するとともに、北区のホームページで周知をさせていただきます。ホームページについては、既に掲載をさせていただいているところでございます。(2)利用登録団体が主に利用しているところでございますので、毎月、月初めに実施してございます抽選会で周知を図っていくところでございます。

	以上でございます。
森下委員長	ありがとうございます。 ご説明につきまして、どうぞご質疑、またご意見はございますでしょうか。
加藤委員	委員長
森下委員長	加藤委員
加藤委員	北運動場は、北区にとっても、とても必要なグラウンドとっておりますけれども、たしか中学校の体育大会、それはいつも板橋まで行ってやっているような現状がありますね。それを北区の中のこの北運動場が何で使われないのかというのは、まずスパイクか何かを使ってはいけないという規制があるとも聞いているのですが、そういう何か使いやすい、まして中学生の体力を測定する意味でも、きちんと使いやすいようなグラウンドにして、各学校の生徒が存分に使えたらいいなと思うのですが、そのような条件にはならないのでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
森下委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	まず、中学校の体育大会でございますが、現在利用がほとんどなくなってございまして、数件しかないという状況がございます。
加藤委員	陸上競技会では。
生涯学習・スポーツ振興課長	陸上競技場としての利用でございますが、前回は平成8年、9年に整備をしたのですけれども、その当時で年に三、四回しか公認の陸上競技としての利用がなかったという状況でございます。それで、平成になってからは、ほとんど公認の記録の更新というも行っていなかったという状況でございます。それはなぜかといいますと、そこはちょっとトラックが短くて、本来公式には400メートル必要なところが300メートルほどしかとれませんので、なかなか公式なものでは使いづらいということで、前回改修する際に多目的な運動場ということで整備をし直したという状況でございます。スパイクの禁止というのは特段、今のところはないです。
加藤委員	そうですか。サッカーか何かはやってはいけないとか、そういうことはないのですね。いろいろな団体が使うということは非常にいいことなのですが、できればグラウンドを全面的に直して広くして、公認の運動場として使えるようにしたらもっと多くの子どもたちが利用できるのかなと思っております。子どもだけではなくていろいろな

部分で多目的に使えるようにしてあるのだから、いいことはいいのでしょうか。ただ、雨が降ると非常に使いづらいという話をよく聞くのですね。その辺、水はけをよくして、雨があがったらできるだけ早く使えるようにしていただければいいのかなと思います。どうせ直すのならば、ちょこちょこ直すのではなくて大規模な形で直して、そして多くの利用者が喜んでもらえるような形にしていただければと思います。言いました。

生涯学習・スポーツ振興課長 水はけの問題でございますが、やはりグラウンドに凹凸があるがために、特に西側、神谷側なのですけれども、あちら側がほとんどはけないという状況でございます。です。今回につきましては、土を全部掘り起こして入れかえることによりまして、水はけについても改善をすることになってございます。

加藤委員 そうですか。ありがとうございます。結構です。

森下委員長 ほかに。

森岡委員 委員長

森下委員長 森岡委員

森岡委員 続けて申しわけないのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、北運動場のグラウンド、要するに公式記録に対応できる競技場にすべきなのか、いわゆる多目的に使える、サッカーだとかいろいろな競技に使える目的にするのか、要するに両方負うのは無理だと思うのですよね。どっちかになってしまうと思うのですけれども、やはり区の方としては多目的に使う競技場と考えているという理解でよろしいですか。

生涯学習・スポーツ振興課長 委員長

森下委員長 生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長 前回、平成8年、9年に、大規模な改修をする際に、区といたしましては利用者の要望等を考慮して、多目的施設として開設するという事で改修したところでございます。

教育長 400メートル×400メートル取れるだけの敷地を広げられれば、そうすれば例えば、中側を人工芝あるいは天然芝にしてしまっ、外周を陸上競技専用にとすることができるとですね。ところが、それがまずネックで、広げられないがために陸上競技場としても中途半端、ではサッカー専用で使えるかという、今度は陸上競技をす

る施設が区内にないものですから、それもできない。はっきり言って、その間を折衷案としてどちらでも使えるようにということで現在あるということです。適地があれば400メートルの専用トラックをつくりたいというのが、これはもう教育委員会の基本的な考えではありますね。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

隣に公園がありますよね。あれも活用は難しいのですか。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

たしか、前の記録を見たところだと、公園の部分も全部入れればぎりぎり取れるかもしれないのですけれども、そうするとスタンドが取れないという形になりますので、競技場とすると厳しいということで、前の資料にあったと記憶してございます。

教育長

公園法の関係で、一定程度の公園の敷地をそこは取らなければいけないからということですよ。だから、走るだけだったらいいのですけれども、走るだけでは競技場としては体をなさないということですよ。だから、今現在のところは、いろいろな団体が利用できる、だから確かに余計に荒れる原因にもなっている。仕方なしに、板橋も実は400メートルではありませんで、あそこは350メートルだか330メートルだか、そういう意味では400メートルはないのですけれども、コンディションとしては向こうのほうが専用で使っていますので使いやすいということで、中学校の記録会は向こうでやらせていただいているということです。

ですから、一時期議論にもなったのですけれども、適地があればぜひ陸上競技に、そうすれば神谷は例えば人工芝に、近隣のご迷惑もそうすればかからない。メンテナンスも今よりもずっとよくなるのではないかという思いはあるのです。これは、引き続き、要望はしてまいりたいと思っています。

森下委員長

よろしくお願いいたしたいと思います。

では、ほかにご質疑、またご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第22号、後援・共催事業に関する報告について、事務局か

ら説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関する報告を申し上げます。名義使用承認報告が16件ございます。

名義使用承認報告で1件目から申し上げます。フリースクールの子ども・若者による自主制作映画「不登校なう～居場所を求める私たち～」連続上映会 in 北区。特定非営利活動法人東京シューレの主催でございます。4枚おめくりいただきまして別紙1をごらんください。お示しの日程で9回、区内の施設で実施されることになっております。

2件目でございます。第4回「税に関する絵はがきコンクール」。公益社団法人王子法人会の主催で、応募締切は、平成25年9月30日までとなっております。

おめくりいただきまして3件目でございます。TOKYOセンチュリーライド葛西2013。中日新聞東京本社主催で、9月23日、葛西臨海公園～清砂大橋～荒川河川敷右岸～志木秋ヶ瀬さくら草公園のコース（往復約80キロメートル）で実施されます。

4件目でございます。第1回 北区ショートテニス体験会。特定非営利活動法人ショートテニス振興会の主催で、9月23日、赤羽の三恵インドアテニススクール赤羽で行われます。

5件目でございます。東京弁護士会 子どもたちと弁護士がつくるお芝居 もがれた翼パート20「虹がかかるまで」。東京弁護士会の主催で、8月31日、赤羽会館講堂で行われます。

6件目でございます。平成25年度 特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育充実事業夏期研修会。東京都王子特別支援学校主催で、7月25日から8月29日までの間、後ろの別紙2の内容で実施されます。

7件目でございます。2013年度「リフレッシュ理科教室」。公益社団法人応用物理学会応用物理教育分科会主催で、8月10日に日本科学未来館で実施されます。これは、教育未来館の事業でございます。科学環境教室に参加する区内の小学生、5・6年生100人ほどがこれに参加するものでございます。本来、この事業は、個人を対象とするものでございまして、先着順受付となっておりますが、北区の子どもにつきましては、100人一緒に一括で受付をしていただくという関係から、主催者の応用物理学会から共催を求められているものでございます。別紙3をごらんください。当日のスケジュールでございます。午前の部、午後の部となっておりますが、北区の子どもたちが参加いたしますのは午前の部でございます。「光ファイバーをつかったオブジェをつくろう！」「光ファイバーで内視鏡をつくって食虫植物の胃の中を探検しよう！」この二つの実験を行うことになっております。

8件目でございます。2014年第15回 谷川真理ハーフマラソン。谷川真理

ハーフマラソン実行委員会の主催で、来年1月12日、荒川河川敷で実施されます。

おめくりをいただきまして、9件目でございます。教育者研究会～思いやりの心を育てる～。東京北モラロジー事務所の主催で、8月9日、十条富士見中学校で実施されます。

10件目、全国・東京都小学校学級経営夏季研究会～生きる力をはぐくむ学級経営～。全国学級経営研究会の主催で、8月5日、北とぴあで実施されます。

11件目でございます。第19回 荒川クリエーション杯学童少年野球大会。荒川クリエーション野球大会運営委員会の主催で、8月17日・18日・24日の3日間、江戸川区小松川グラウンドで実施されます。

12件目でございます。第41回 北区ナイター陸上競技大会。北区陸上競技協会の主催で、7月27日、江東区夢の島陸上競技場で実施されます。

13件目でございます。第Ⅱ期 レディースフットサル教室。特定非営利法人れつど★しゃっふるの主催で、9月2日～12月9日までの間（祝日・休館日を除く毎週月曜日 全7回）、滝野川体育館で実施されます。

14件目でございます。第17回 親子でチャレンジ飛鳥山。東京都北区青少年委員会の主催で、11月24日、飛鳥山公園で実施されます。

おめくりいただきまして、15件目でございます。映画「僕のうしろに道はできる」上映&スペシャルコンサート。映画「僕のうしろに道はできる」北区実行委員会の主催で、9月11日、北とぴあ つつじホールで実施されます。

16件目、第2回 中央大学文化講演会～オリンピックの政治経済学～。中央大学学員会東京北支部の主催で、9月28日、北とぴあ 天覧の間で実施されます。

事業実績報告につきましては、全部で6件でございます。以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質疑、またご意見はございますでしょうか。特にございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特にご質疑、またご意見はないということでございます。本件についての報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。